



# 令和2年第4回区議会定例会 区長発言(抄)

11月25日(水)の区議会定例会本会議における長谷部健区長の発言の一部を掲載します。

## 1 新型コロナウイルス感染症対策

都は「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制整備計画」を策定し、「かかりつけ医」が対応する医療体制の整備を進め、24時間電話対応の「東京都発熱相談センター」を設置しました。

本区でも、都の新たな相談体制、診療体制を区ニュース、区ホームページなどで案内し、相談対応や受診調整などに取り組んでいきます。

また、区内でのPCR検査体制を十分に確保するため、医師会や区内医療機関と連携しつつ、渋谷区地域外来・検査センターの運営を継続していきます。

さらに、最寄りの医療機関で安心してスムーズに診療や検査が受けられるよう、医師会の協力の下、診療・検査体制を整えます。

## 2 ハロウィーン対応

今年は、新型コロナウイルスの感染リスクを減らすことが課題でした。そこで、ハチ公広場の憲章ボードやフラッグに外出自粛メッセージを掲出するとともに、私自身がメディアを通じハロウィーン期間の渋谷への来街自粛を呼びかけました。そして、来街者の抑制対策が、「バーチャル渋谷」の活用と音楽アーティストのオンラインライブ配信です。ハロウィーンを渋谷で楽しみたい人に、アバター(分身)としてインターネット上の仮想空間「バーチャル渋谷」を訪れてもらう試みです。

また、「渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保に関する条例」に基づき路上飲酒を禁止し、渋谷駅周辺のコンビニエンスストアなどに酒類の販売自粛の協力を求め、職員によるパトロールを実施しました。さらに、民間警備員を配置し、不測の事態にも備えました。対策により、当日の出入は昨年比4割減とも言われ、ごみも大量に減り、大きな事件、事故の発生もありませんでした。ご協力いただいた皆さまにも改めて感謝申し上げます。

アフターコロナでは、秩序と賑わいが同居するハロウィーンにしていきたいと考えています。

## 3 防災

本区は、関係機関と連携し、さまざまな訓練を重ね、災害に備えてきました。

若いファミリー世代にも、防災意識を高めていただきたいという思いから、渋谷防災フェス、渋谷防災キャラバンを実施してきました。

本年は、オリンピック・パラリンピックが予定され防災フェスは中止となり、防災キャラバンも、新型コロナウイルスの感染拡大で、オンライン開催での実施となりました。

8月「台風と豪雨災害」、9月「避難所運営」、10月「親子防災」、11月「防災とテクノロジー」と、動画を用い、わかりやすい内容を心掛けてきました。今年度の残り3回は「首都直下地震」をテーマに、準備を進めています。

数年先まで役立つ情報も盛り込み、多くの方々の、防災意識の高揚を図ってまいります。

## 4 デジタルトランスフォーメーション※1の推進

本区は「渋谷区実施計画2020」において「ICT活用などによる行政運営の効率化」を重点施策とし、各種ICT施策の推進に積極的に取り組んできました。コロナ禍において、在宅勤務など「新しい生活様式」への対応が求められる中、本区は、デジタル化対応を迅速に実現できた数少ない自治体です。さらに来年1月から、住民記録、税などの本区の基幹系システムを更新し、1.業務の標準化・効率化、2.システムの保守性の向上、3.更なるセキュリティ対策の強化、4.システム環境の利便性向上と、業務の効率化と区民サービスの向上を図ります。併せて、RPA※2やAI(人工知能)を活用し業務の自動化も進めてまいります。

※1 デジタルトランスフォーメーション

「インターネットなどの通信とコンピューターを駆使する情報技術が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

※2 RPA

ロボティック・プロセス・オートメーションの略。人工知能、機械学習などの技術を活用したロボットによる業務自動化の取り組みを表す。

## 5 教育

本年9月、教育タブレット端末を含む教育ICT基盤を更新しました。

教育委員会では、授業の複合化を推進し、遠隔・オンライン教育により不登校の児童生徒の学習を支援する「渋谷リモート」に取り組んでいます。遠隔・オンライン教育でのスムーズなコミュニケーションを実現し、授業を配信しやすい環境を整備するため、各学校に外付けのWEB会議専用カメラを新たに配備する予定です。次に、学校施設の長寿命化計画策定についてです。これまで、ICT環境など、時代のニーズに応える整備のみならず、避難所機能や公共施設との複合化・共用化など、地域拠点としての学校づくりという観点からも「学校施設の目指すべき姿」について議論されてきました。

加えて、区内で小規模校と大規模校の二極化が見受けられる現状において、将来を見据えた長寿命化計画を策定するため「学校施設の適正規模・適正配置の基本的考え方」についても、国の動向を注視しつつ整理を進めています。

来月、素案を公表予定で、その議論も踏まえ、教育委員会では学校選択希望制について検討を始めています。

本区では、平成16年度に学校選択希望制を導入し、16年が経過しました。長寿命化計画策定の際にも議論となった「地域と学校の関係」をどう考えるか、中学校における「特色ある学校づくり」をどのようにしていくのか、という観点からも検討を進めてまいります。

## 6 区立スポーツ施設の指定管理者制度

区立スポーツ施設では、平成30年4月に、スポーツセンター、二子玉川区民運動施設、代々木大山公園運動場、代々木西原公園庭球場で指定管理者制度を導入しました。スポーツセンターのトレーニング室の拡充や、専門事業者の経験やアイデアを活用した事業の開催など充実したサービスが提供されています。

そこで、新たに、猿楽トレーニングジム、代官山スポーツプラザ、ひがし健康プラザの3施設を一体として指定管理者制度を導入し、更なるスポーツ振興と区民の健康増進を図りたいと考えます。

## 7 福祉

### (1) 高齢者のデジタルデバインド対策

「新しい生活様式」では、スマートフォンなどが生活の質を向上させる役割を担うことが期待されていますが、高齢者の多くがスマートフォンを保有しておらず、保有していても十分に活用できていないといった課題が浮き彫りになっています。先月、高齢者デジタルデバインド解消担当課長を新たに配置し、その解決に向けスタートしました。

区が一部の高齢者に、モデル実証としてスマートフォンを一定期間お試しいただく機会を提供し、保有している方へもサポート体制を構築し、アプリの提供など来年度の実施に向け検討を始めています。

### (2) 次期「渋谷区高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」および「渋谷区障がい福祉推進計画」

本区は高齢者福祉施策で、地域包括ケアシステムの深化・推進、また、障がい者福祉施策では、基幹相談支援センターの設置による相談支援の充実などに取り組んでいます。高齢者福祉および障がい者福祉、各取り組みの課題について議論いただき、各中間のまとめ・素案が完成しました。これを基に、広く皆さまのご意見・ご要望を反映できるよう努めます。地域包括支援体制の拡充を図りつつ、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

### (3) 介護施設および障がい者施設におけるPCR検査

新型コロナウイルス感染の収束が依然として見えない中、重症化リスクの高い高齢者や障がい者が利用する施設では、感染者が発生した場合の影響が大きく感染拡大の防止を図ることが重要です。

本定例会に上程した補正予算案には、優先度の高い一定の範囲の方を対象にPCR検査を実施するための経費を計上しています。PCR検査を無料で受けられる体制を整え、介護施設および障がい者施設の職員と利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

区長の発言全文は、区HPに掲載しています

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の「家庭内感染」「企業内感染」が増加しています。インフルエンザの流行などにも備え、しっかりと対策を実践し、感染を防ぎましょう。また、感染が心配される場合の対応についても確認しておきましょう。

## 冬場の感染症予防

これからの季節、新型コロナウイルス感染症予防に向けて「換気」や「湿度管理」などがとても重要となります。家庭内や職場内でも冬場の感染症対策として以下の換気などをしっかりと行い、感染を防ぎましょう。



### 手洗いの徹底

手洗いはとても重要です。こまめに行いましょう。

### 換気の悪い密閉空間を改善する方法について

#### 〈窓の開放による方法〉

・一方向の窓を少しだけ開けて常時換気する方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節しましょう。



※加湿器を併用することも有効。

または、家庭環境に応じて、毎時2回以上(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)換気を行いましょ。

※開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができるが、燃えやすいものから距離をあけるなど、火災に注意してください。

### 温度と湿度の管理について

・居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行う。



### 会食時などの注意点

これからの時期、年末年始に向けて帰省や旅行、会食などの機会が増えることが予想されます。その際には感染拡大を防ぐために、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意して、感染予防を徹底しましょう。

### 感染リスクが高まる

## 「5つの場面」



#### 1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる
- 回し飲みや箸などの共有はしない



#### 2 大人数や長時間に及ぶ飲食

- 長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、感染リスクが高まる
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる



#### 3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染リスクが高まる
- 屋外ラオケなどに注意
- 車やバスの車内にも注意が必要



#### 4 狭い空間での共同生活

- 同居家族などは、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる
- 寮の部屋やトイレなどの共有部分での感染に注意



#### 5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染に注意



### 加湿器の管理方法について

加湿器を安全に使用するために以下の使用方法を守りましょう。

- ・タンクの水は毎日新しい水道水に交換し、水のつぎ足しはしない。
- ・汚れやぬめりが生じないように、タンク内をこまめに洗浄しましょう。
- ・使用後はタンク内の水を抜き、よく乾燥させましょう。



### 噴霧による消毒についての注意

厚生労働省では、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の目や皮膚に付着したり、吸い込む恐れのある場所での空間噴霧を推奨していません。

特に、人がいる空間への次亜塩素酸ナトリウム水溶液の噴霧については、目や皮膚に付着したり吸入したりすると危険であり、噴霧した空間を浮遊する全てのウイルスの感染力を滅失させる保証もないことから、絶対に行わないでください。

### 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

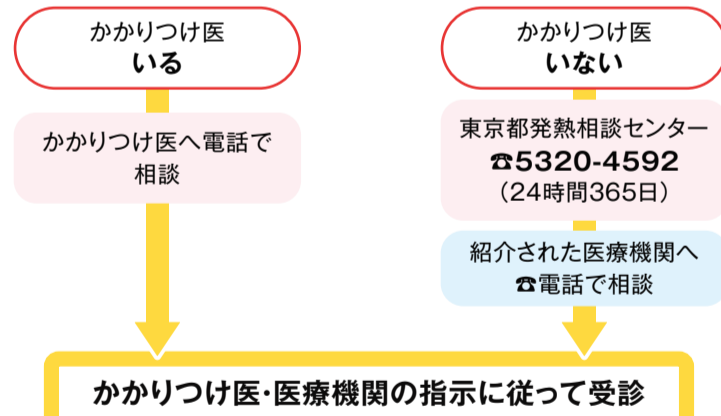
新型コロナウイルス感染症に関する窓口は、症状や状況別で問い合わせ先が異なります。次の図をご確認のうえ、問い合わせてください。

#### 症状がある場合は

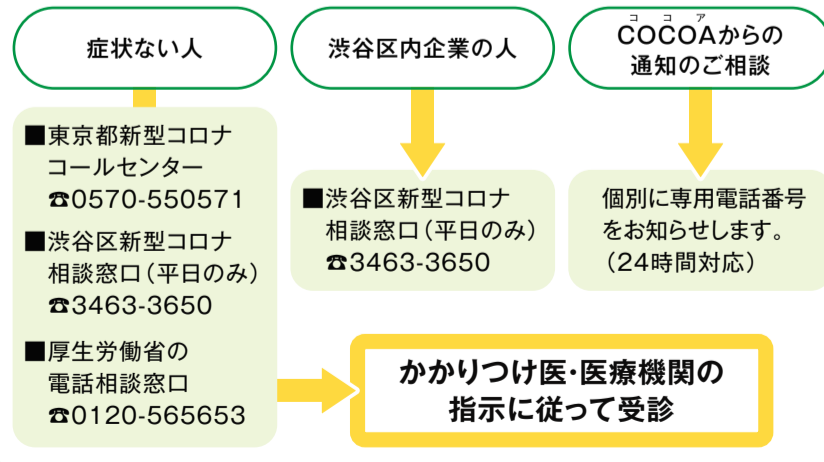
#### 東京都発熱相談センター(☎5320-4592)

へ問い合わせください。  
(年末年始含む365日24時間対応)

#### 発熱などの症状がある場合



#### 発熱などの症状がない場合





# 年末年始のお知らせ

## 区施設のご案内

### 区役所の業務

年末は12月28日(月)まで  
年始は1月4日(月)から

その他の主な施設は、次のとおりです。  
時間など詳しくは区HPをご覧ください。

施設名	年末	年始
区民サービスセンター	12月28日(月)まで	1月4日(月)から
コスモプラネタリウム	12月27日(日)まで	1月3日(日)から
川本喜八郎ギャラリー	12月28日(月)まで	1月4日(月)から
渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ	12月28日(月)まで	1月4日(月)から
ふれあい植物センター	12月27日(日)まで	1月4日(月)から
郷土博物館・文学館	12月27日(日)まで	1月5日(火)から
松濤美術館	12月27日(日)まで	1月5日(火)から
スポーツセンター	12月28日(月)まで	1月5日(火)から
猿楽トレーニングジム	12月27日(日)まで	1月5日(火)から
ひがし健康プラザ アリーナ・多目的ルーム	12月28日(月)まで	1月4日(月)から
代官山スポーツプラザ 多目的ルーム・レクリエーションルーム	12月27日(日)まで	1月4日(月)から
代官山スポーツプラザプール	12月22日(火)まで	1月4日(月)から
中幡小学校温水プール	12月23日(水)まで	1月5日(火)から
本町学園温水プール	12月23日(水)まで	1月4日(月)から
上原中学校温水プール	12月22日(火)まで	1月5日(火)から

## 渋谷コミュニティバス

### ハチ公バス 年末・年始運行のお知らせ



●本町・笹塚循環 春の小川ルート  
通常どおり運行します。

●神宮の杜(もり)ルート(神宮前・千駄ヶ谷ルート)  
・12月29日(火)～1月3日(日)は、30分間隔の運行となります。  
・12月31日(木)は代々木駅20:22発渋谷駅行最終バスを運休します。  
・1月1日(金・祝)～3日(日)は、明治神宮参拝の交通規制により「[8]・[43]明治神宮(原宿駅)・[9]明治神宮前駅」バス停が一時休止されます。  
※詳しくは、バス停の案内をご覧ください。

●恵比寿・代官山循環 タヤけこやけルート  
12月30日(水)～1月3日(日)は、土曜・休日ダイヤ、土曜・休日ルートで運行します。

●丘を越えてルート(上原・富ヶ谷ルート)  
12月29日(火)～1月3日(日)は、休日ダイヤで運行します。

☎交通政策課交通政策係(☎3463-1854 ☎5458-4908)

## 渋谷区奨学生を再募集します

### ▶貸付額

種類	国公立・専修学校高等課程	私立
奨学資金	月額 15,000円	月額 28,000円
入学資金	76,000円	220,000円
進級資金	進級時(希望者のみ) 8,000円	

▶定員 15人程度

▶申込 2月1日までに、区役所本庁舎4階学務課学事係へ

※区立中学校に在学している人は各学校で申し込んでください。

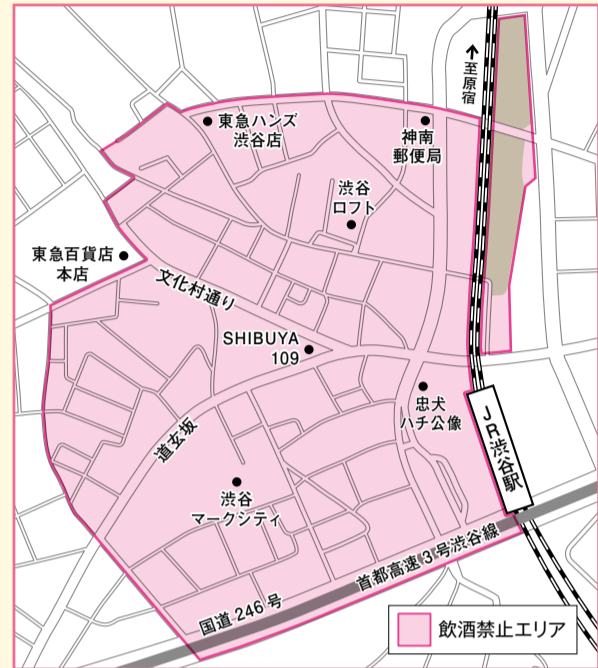
※採用基準、条件など詳しくは問い合わせてください。

☎学務課学事係(☎3463-2986 ☎5458-4953)

## 年末年始における 公共の場での飲酒を禁止します

渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保のため、「渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保に関する条例」第6条に基づき、次の日時・エリアにおいて道路・公園などの公共の場における飲酒を禁止します。

▶規制日時 12月31日(木) 18:00～24:00  
1月1日(金・祝) 0:00～5:00



☎安全対策課防犯対策主査(☎3463-1598 ☎5458-4916)

## 年末カウントダウンの中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の年末カウントダウンを中止にすることを決定いたしました。ご理解とご協力をお願いします。

▶日程 12月31日(木)～1月1日(金・祝)

▶会場 渋谷駅周辺地域

☎土木部管理係(☎3463-2773 ☎5458-4908)

## 給与支払報告書・法定調書の提出は お早めに

事業者は、3年度給与支払報告書と2年分の給与所得の源泉徴収票などの法定調書を期日までに提出してください。給与支払報告書の提出はeLTAX(地方税ポータルシステム)、法定調書の提出はe-Tax(国税の電子申告・納税システム)の利用が便利です。

### ○給与支払報告書

▶提出先 受給者(給与の支払いを受けている人)の3年1月1日現在の住所地の市区町村(退職者は退職日現在の住所地)

### ○源泉徴収票(給与所得・退職所得)、

支払調書(報酬・料金・契約金・賞金・不動産の使用料など)

▶提出先 渋谷税務署

**提出期限 2月1日(月)**

## 3年1月提出分よりe-Taxまたは光ディスク等による法定調書の提出義務基準が100枚以上に引き下げられました

法定調書の種類ごとに、元年中に提出すべきであった法定調書の枚数が100枚以上であった場合には、3年中に提出する当該法定調書は、e-Taxまたは光ディスク等により提出する必要があります。

※給与所得(および公的年金等)の源泉徴収票のe-Taxまたは光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書(および公的年金等支払報告書)についてもeLTAXまたは光ディスク等による提出が義務化されています。

☎給料支払報告書は税務課課税第一係・課税第二係

(☎3463-1719・1726 ☎5458-4913)

源泉徴収票、支払調書は渋谷税務署管理運営部門(☎3463-9181)

## 介護職員初任者研修課程を修了し 区内介護事業所に一定期間以上 従事している人に受講料を補助します

- ▶対象 次の要件を全て満たす人
- ・31年4月以降に介護職員初任者研修課程を修了している
  - ・介護職員初任者研修課程を修了した日から3か月以内に区内介護事業所に介護職員として従事し、引き続き3か月以上就労している
  - ・他の給付金制度などを利用していない
- ▶募集人数 15人(先着)
- ▶補助金額 受講料全額(上限10万円)
- ▶申込 3月15日(消印有効)までに、申込書、修了証明書の写しと領収書の原本を、〒150-8010(住所不要)渋谷区役所本庁舎5階高齢者福祉課サービス事業係へ郵送・持参
- ※申込書は高齢者福祉課、出張所・区民サービスセンター、地域包括支援センターで配布(区HPからダウンロード可)
- ☎高齢者福祉課サービス事業係(☎3463-1873 ㊟3463-2873)

## 特殊詐欺などの犯罪にご注意ください

最近の特殊詐欺では、次のような手口が報告されています。このような不審な電話や訪問があった際は、すぐに110番通報してください。

**電話で、公共機関の職員などを装い、個人情報聞き出す**

(例)「インフルエンザの予防接種に関する封書を送りました。氏名や口座番号の記入をお願いします」

**自宅の現金保管状況などを聞き出すアポ電(アポイントメント電話)をしたうえで、強盗に押し入る(アポ電強盗)**

(例)「〇〇銀行ですが、タンス預金の状況を調査しています」

**ガスの検針や点検、荷物の配達などを装い、強盗に押し入る** など

### 自動通話録音機を無料で貸し出しています

自動通話録音機は、電話がかかってくると、「この電話の通話内容は、防犯のために録音されています。あらかじめご承知ください」とメッセージが流れ、通話内容を自動で録音する防犯機器です。下記窓口で、おおむね65歳以上の人を対象に、無料で貸し出しています。



**貸し出し窓口(平日のみ)**

**区役所本庁舎8階安全対策課**

(☎3463-1598) 8:30~17:00

**消費者センター商工会館4階消費者相談コーナー**

(☎3406-7644) 9:30~16:00

**警察署\*** いずれも8:30~17:00

名称	電話番号
渋谷警察署	☎3498-0110
原宿警察署	☎3408-0110
代々木警察署	☎3375-0110

\*警察署の担当区域は警視庁HPをご覧ください。

**地域包括支援センター** いずれも9:00~17:00

名称	電話番号
豊沢・新橋	☎3440-1671
パール	☎5458-4814
ひがし健康プラザ	☎5468-5901
大向	☎5465-0520
富ヶ谷・上原	☎3467-2371
総合ケアコミュニティ・せせらぎ	☎5790-0881
あやめの苑・代々木	☎3372-1038
つばめの里・本町東	☎5334-9977
笹幡	☎5365-1611
千駄ヶ谷・北参道	☎3475-1461
ケアコミュニティ・原宿の丘	☎3423-2112

※詳しくは区HPをご覧ください。

☎安全対策課防犯対策主査(☎3463-1598 ㊟5458-4916)

## ダニアレルギーの予防対策

冬の乾燥した環境は、ダニを減らす絶好の機会です。ダニの栄養分となる夏場に増えたカビを防ぎ、ダニアレルギー対策をしましょう。

### ダニアレルギーの予防対策

#### ○適正な湿度の設定

冬は湿度が低く、のどの痛みや風邪の予防のために加湿器の使用が多くなります。

- ・加湿器は適正な湿度(50%前後)で管理し、加湿のしすぎに注意しましょう。
- ・カビの発生を防ぐために加湿器のタンクの水を毎日交換・清掃するなどメンテナンスを忘れずに行いましょう。

#### ○結露対策

- ・洗濯物を室内に干さないようにしましょう。
- ・炊事や入浴、石油・ガスファンヒーターの使用などで余分な水蒸気が発生するときは2か所以上窓を開けて換気をしましょう。

#### ○ふとんや部屋の掃除

- ・天気の良い日にふとんを干しましょう。ふとん乾燥機の使用も効果的です。
- ・ふとんを乾燥させた後は、たたかず、両面に掃除機をかけダニアレルゲン(ダニの死がいやフンなどアレルギーの原因物質)を取り除きましょう。ダニアレルゲンは洗い流すことができます。
- ・部屋の清掃は寝室、リビングを中心に、こまめに掃除機をかけましょう。

☎生活衛生課環境衛生係(☎3463-2287 ㊟5458-4943)

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 減収などに対する後期高齢者医療保険料の 減免申請期限は1月4日(月)必着です

### ▶対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する世帯
    - (ア) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の額の10分の3以上
    - (イ) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下
    - (ウ) 主たる生計維持者の(ア)以外の前年の所得が400万円以下
- ※ただし、2年12月以降に資格を得た被保険者は、3月19日までに必着  
※上記期限は、東京都後期高齢者医療広域連合が定めたものです。  
※申請方法など詳しくは問い合わせください。

☎国民健康保険課高齢者医療係(☎3463-1897 ㊟5458-4940)

## 河津さくらの里しづや

### 1月のお得な情報

#### ✓ 新春お楽しみくじ引き大会

宿泊初日のチェックイン時  
▶日程 1月1日(金・祝)~31日(日)

#### ✓ のんびり湯治プラン

4泊目の宿泊代無料  
▶日程 1月6日(水)~31日(日)

#### ✓ LINE新春割引サービス

LINE登録者は割引  
▶日程 1月6日(水)~31日(日)

※詳しくは河津さくらの里しづやHPをご覧ください。

☎河津さくらの里しづや(☎0558-32-1020 ㊟0558-32-2830)  
河津さくらの里しづや東京事務所(☎6419-7956 ㊟6427-2539)





健康づくりレシピコンテスト

「栄養たっぷりバランスランチ」受賞者

今年度は小中学生を対象に「栄養たっぷりバランスランチ」をテーマに健康づくりレシピを募集し、625人からの応募がありました。服部栄養専門学校で二次審査を行い受賞したレシピを紹介します。(敬称略)  
※レシピなど詳しくは区HPをご覧ください。

小学生部門



最優秀賞

長谷戸小学校4年 柳館 光  
「チキンと木の子のフリカッセ  
とうもろこしご飯ぞえ・ワカメを  
入れたスープペイザンヌ」



優秀賞

加計塚小学校4年 鈴木 美海  
「コロナに負けるな！カラフル  
のりまきとネバネバサラダ」



アイデア賞

神宮前小学校4年 太田黒 愛  
「ドライカレー・にんじんサラ  
ダ・わかめスープ」

中学生部門



最優秀賞

松濤中学校3年 岐部 レイチエル  
「具たくさんおにぎり・鶏肉と野  
菜のさっぱり煮」



優秀賞

代々木中学校3年 塚原 千尋  
「麻婆大根丼、よだれ豆腐」



アイデア賞

松濤中学校2年 尾原 吟佳  
「ミックス豆ご飯・京風グラタン  
ドフィノア・グレープフルーツサ  
ラダ」



☎中央保健相談所母子保健係 ☎3463-2444 FAX5458-4944

中学生・高校生のための「マインドフルネス  
瞑想プログラム」(オンライン参加可)

ストレッチや呼吸を取り入れた瞑想の体験プログラムです。  
※詳しくは、渋谷スポーツ共育プラザ&ラボ“すぽっと”HP  
をご覧ください。



▲申し込み



▲プログラム  
内容

- ▶場所 “すぽっと”原宿studio
- ▶日時 毎週土曜日16:00~17:00
- ▶定員 各8人(先着)
- ▶対象 中学生・高校生(区内在住・在学優先)
- ▶申込 “すぽっと”原宿studio 申し込みカレンダーで

☎子ども青少年課子ども青少年育成係 ☎3463-2578 FAX5458-4942

TOKYO2020に向けた展示会

「一歩、いっば、未来へ」展

東京2020大会に向けて歩んだ、これまでの軌跡や、これから前に進むためのそれぞれの一歩を、アート作品やパラスポーツ用具の展示などで紹介します。

- ▶日時 1月18日(月)~29日(金) 10:00~17:00
- ▶会場 区役所本庁舎15階スペース428および1階中央エレベーター前ホール

PARA PINGPONG ART PROJECT  
PARA HEROes展

パラ卓球×アートの融合。パラ卓球に関する絵画、工芸品、音楽作品などのアート展示



PARA SPORTS EXHIBITION  
-パラアスリートの軌跡とその先

パラスポーツ界のレジェンド星義輝氏に焦点を当てた展示。パラスポーツ用具である義足の軌跡を紹介



プレ SHIBUYA HOUSE

東京2020大会の情報や、アスリート、ボランティアなど、未来へ向けたそれぞれの「一歩」を紹介



☎オリンピック・パラリンピック推進課 ☎3463-1849 FAX5458-4938



コスモプラネタリウム渋谷

★星降るクリスマス2020

今年は木星と土星が会合する特別なクリスマスです。『特別投影クリスマスの星に願いを込めて』ではツリーの先に飾られているベツレヘムの星にまつわるお話を紹介。『Starry Christmas Music』では、クリスマスや星にまつわる音楽で星空を彩ります。クリスマスはコスモプラネタリウム渋谷で素敵な夜をすごしませんか？



- ▶日時 12月24(木)・25日(金)

13:00~13:40	特別投影 クリスマスの星に願いを込めて
15:00~15:40	Starry Christmas Music
17:00~17:40	特別投影 クリスマスの星に願いを込めて
19:00~19:40	Starry Christmas Music

★コスモ正月散歩

お正月当日にみられる星空を、解説員がたっぷり解説します。新年はコスモプラネタリウム渋谷で星空を眺めてみませんか？

- ▶日時 1月3日(日) 13:00~13:40・15:00~15:40  
※この日の開館時間は12:00~16:00です。

〈共通事項〉

- ▶場所 文化総合センター大和田12階コスモプラネタリウム渋谷
- ▶定員 各80人(先着)
- ▶料金 600円、小中学生300円
- ▶申込 当日会場で

☎コスモプラネタリウム渋谷 ☎3464-2131 FAX3464-2148



# 渋谷区職員の勤務状況・給与などを公表します

区は、人事行政の運営における公平性と透明性をより高めるために、「渋谷区人事行政の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、勤務条件、給与などの概要を公表しています。詳しくは、区HP、区役所本庁舎6階区政資料コーナー、区立図書館で公表する『渋谷区人事行政の運営等の状況について』をご覧ください。

## 職員の任免および職員数

採用者の職種や人数は、退職者の状況などにより毎年異なります。

多様化する区民ニーズや新たな行政需要に対応しつつ、厳しい財政状況を見据え、職員数の適正化に向けた取り組みを行なっています。

### (1) 採用者および退職者 (単位:人)

区分	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育職員	計
採用者	82	37	17	12	0	2	150
退職者	79	29	9	4	22	3	146

※採用は31年4月2日～2年4月1日、退職は31年4月1日～2年3月31日の状況です。

### (2) 職務系別職員数 (2年4月1日現在) (単位:人)

区分	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育職員	計
職員数	1,007	390	195	79	308	22	2,001

※職員数は、一般職に属する職員数のうち、特別区人事・厚生事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、東京二十三区清掃一部事務組合およびその他地方公共団体への派遣職員ならびに再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員および臨時的任用職員を除いた数値です。

### (3) 職員数の推移 (各年4月1日現在) (単位:人)

区分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	増減数
一般行政	職員数	1,522	1,544	1,603	1,635	1,653	1,674
	増減		22	59	32	18	21
教育	職員数	228	220	222	220	228	231
	増減		△8	2	△2	8	3
国保・介護・後期高齢事業	職員数	82	83	86	96	96	96
	増減		1	3	10	0	0
合計	職員数	1,832 (177)	1,847 (161)	1,911 (145)	1,951 (130)	1,977 (102)	2,001 (86)
	増減		15 (△16)	64 (△16)	40 (△15)	26 (△28)	24 (△16)

(注) ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## 人事評価

職員の能力開発、人材育成および公正な人事・処遇への的確な反映を目的として、目標管理型の自己申告制度および人事評価制度(定期評価)を実施しています。

### 勤務時間その他の勤務条件

勤務時間や休暇などは、区の条例・規則で定められています。

#### (1) 正規の勤務時間

1週間の勤務時間	38時間45分	1日の勤務時間	7時間45分
----------	---------	---------	--------

※標準的な勤務時間帯は8:30～17:15ですが、本庁勤務の職員等は時差勤務を実施しており、庁外施設(または出先機関)によっては異なる時間帯に勤務する場合があります。

#### (2) 休暇

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠障害休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間

#### ● 年次有給休暇の取得状況 (31年4月～2年3月)

平均取得日数	15日
--------	-----

※非現業の一般職に属する常勤職員のうち、区長部局に勤務する職員(交代制勤務職員を除く)の平均取得日数です。

#### (3) 休業

区の条例・規則には3種類の休業が定められています。

#### ● 取得状況 (元年度) (単位:人)

区分	元年度の新規取得者数			30年度からの継続取得者数		
	男	女	計	男	女	計
育児休業	2	34	36	0	47	47
部分休業	0	8	8	0	14	14
配偶者同行休業	0	0	0	0	0	0

## 分限および懲戒処分

#### (1) 分限処分

職員が職責を十分に果たせないなど一定の事由がある場合に、職員の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

#### ● 分限処分者数 (元年度) (単位:人)

降任	免職	休職	計
0	0	34	34

#### (2) 懲戒処分

職員が法令違反、職務上の義務の違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をした場合などに科される制裁です。

#### ● 懲戒処分者数 (元年度) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	計
4	1	1	0	6

## 服 務

職員が職務の遂行にあたって守るべき義務は、地方公務員法で定められています。

#### (1) 地方公務員法上の職員の義務

法令および上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限

#### (2) 服務規律確保の取り組み例

「懲戒処分の指針」の周知	懲戒処分に該当する代表的な事例を挙げて、それぞれの標準的な処分を示し、服務規律の確保を徹底しています。
ハラスメント防止の取り組み	ハラスメント防止に関する職員研修の実施や、職員からの相談を受け付ける相談窓口の設置により、勤務環境の整備を行なっています。

## 退職管理

地方公務員法の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、職員に対して、離職前5年間の職務に関する契約などへの働きかけを禁止されています。区は、職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するよう努めています。

## 研 修

自己啓発や職場内研修との連携を図りながら、意欲の引き出しと能力開発・向上に重点を置いた研修事業を行なっています。

元年度には、新規採用職員や係長などの職層ごとの研修、文書やITなどの実務研修を実施し、特別区の共同研修なども含めて延べ2,457人が受講しました。

## 福祉および利益の保護

#### (1) 厚生福利制度

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として厚生・共済制度を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償を規定しています。

#### (2) 安全衛生管理

渋谷区安全衛生委員会を設置して、職員の健康管理に関する指導・啓発を行なっています。また、健康の保持増進を図るため、各種健康診断、労働安全対策、外部専門機関と連携したメンタルヘルス対策などを実施しています。

#### (3) 公務災害など

職員が公務中に負傷した場合、公務が原因で病気になった場合および通勤途中で負傷した場合は、地方公務員災害補償法に基づき補償をしています。

元年度の認定請求件数は、公務災害4件、通勤災害3件でした。

## 給与の種類・支給額などの概要

### 給与水準

#### ● 区職員の給与

中立的・専門的な第三者機関である特別区人事委員会が、23区内の民間企業の給与実態を毎年調査して、特別区職員の給与について勧告を行なっています。この勧告に基づき、区職員の給与は、区議会の審議を経て条例により定められます。

- ・区職員の一般行政職の給与水準(31年4月1日現在)
- ・国の職員の給与水準100に対して98.8(特別区平均は99.8)

#### ● 区長や区議会議員などの特別職の給料・議員報酬

渋谷区議員報酬等および区長等給料等審議会の意見を聞き、区議会の審議を経て条例で定められます。

### 毎月決まって支給されるもの

(地域手当の平均支給月額を元年度実績)

職員には、基本給としての給料と諸手当が支給されます。

- **給料** 給料表に定める額(給料表は職務内容により異なり、全6種類)
- **扶養手当** 配偶者6,000円、子9,000円、その他の親族6,000円(国は配偶者6,500円、子10,000円、その他の親族6,500円)、16~22歳の子は4,000円(国は5,000円)の加算措置
- **地域手当** 給料、扶養手当および管理職手当の合計額の20%(国は地域区分により20~3%)1人あたり平均支給月額59,999円
- **住居手当** 月額27,000円以上の家賃を支払っている世帯主など27歳まで27,000円、28~32歳17,600円、33歳以上8,300円
- **通勤手当** 1か月あたり支給限度額55,000円(国は55,000円)原則年2回の支給で6か月分を一括支給
- **その他** 管理職手当、初任給調整手当など

### 勤務した実績に応じて支給されるもの

(平均支給月額はいずれも元年度実績の数値)

- **超過勤務手当** 1人あたり平均支給月額19,516円(30年度は19,035円)
- **特殊勤務手当** 著しく危険、不快、不健康その他特殊な勤務に対して支給される手当支給職員1人あたり平均支給月額9,820円(全5種類の手当、支給職員の割合9.3%)  
支給額・支給人員の多い手当:清掃業務特別手当、福祉業務特別手当
- **その他の手当** 夜勤手当

### 臨時に支給されるもの

- **期末手当・勤勉手当**(ボーナスに相当、元年度の支給割合)

区分	渋谷区		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期分	1.15月分 (0.95)[0.65]	1.025月分 (1.225)[0.50]	1.30月分 [0.725]	0.95月分 [0.45]
12月期分	1.20月分 (1.00)[0.70]	1.025月分 (1.225)[0.50]	1.30月分 [0.725]	0.95月分 [0.45]
3月期分	0.25月分 (0.25)[0.10]			
計	2.60月分 (2.20)[1.45]	2.05月分 (2.45)[1.00]	2.60月分 [1.45]	1.90月分 [0.90]

※職務上の段階・職務の級などによる加算措置があります。  
※期末・勤勉手当の( )は管理職員、[ ]は再任用職員の月数です。

- **退職手当**(2年4月1日現在)

区分	渋谷区		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)		定年前早期退職特例措置(2~45%)		
1人あたり平均支給額	1,680千円	20,056千円			

※1人あたり平均支給額は、元年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

### 給与の支給額・昇給状況など

#### (1) 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(a)	実質収支	人件費(b)	人件費率(b/a)
元年度(30年度)	231,043人 (228,070)	100,786,380千円 (94,790,420)	7,777,481千円 (9,363,254)	18,693,338千円 (18,008,220)	18.5% (19.0)

※住民基本台帳人口は、2年3月31日現在。  
※人件費には、事業費支弁に係る職員分および特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

#### (2) 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数(a)	給与費			1人あたり給与費(b/a)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
元年度	1,881人 (102)	7,123,869千円	2,444,949千円	3,252,417千円	12,821,235千円	6,816千円

※給与費には事業費支弁に係る職員分を含みます。なお職員手当には退職手当を含みません。  
※( )内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

#### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢(2年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
渋谷区	304,904円	418,493円	42.3歳	298,622円	396,297円	52.9歳
東京都	314,885円	457,097円	41.8歳	291,521円	397,001円	50.3歳
国	327,564円	408,868円	43.2歳	287,283円	328,862円	50.9歳

※「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。  
※「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当の額を合計したものです。なお、国家公務員の平均給与月額には、超過勤務手当、特殊勤務手当などの手当は含まれていません。  
※平均年齢は、10進法で表記しています。

#### (4) 職員の初任給(2年4月1日現在)

区分	渋谷区		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	I類 大学卒	183,700円	193,600円	総合職 186,700円	総合職 207,800円
				一般職 182,200円	一般職 193,900円
	III類 高校卒	147,100円	157,000円	150,600円	158,900円

※このほか、諸手当が支給されます。

#### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(2年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	266,340円	338,119円	335,400円
	高校卒	—	254,650円	255,250円
技能労務職	高校卒	—	—	278,040円

※経験年数とは、卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。  
※諸手当は含まれていません。

#### (6) 一般行政職の級別職員数(2年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
	30年度から 29年度まで	部長	統括課長	課長	総括係長	係長・主査	主任主事	係員	
職員数			23人	63人	63人	215人	321人(35人)	389人	1,074人(35人)
構成比			2.1%	5.9%	5.9%	20.0%	29.9%(100%)	36.2%	100%(100%)
1年前の構成比			2.4%	5.3%	6.1%	21.6%	30.5%(100%)	34.2%	100%(100%)
5年前の構成比	1.6%	1.0%	4.3%(1.3%)	7.8%	32.1%	34.2%(98.7%)	15.3%	3.8%	100%(100%)

※渋谷区の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
※( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。  
※各級の構成比の合計が100%にならない場合があります(端数を四捨五入しているため)。  
※30年度から、行政系人事制度改正により級区分が変更となりました。

#### (7) 昇給の状況

昇給日	職員数(a)	昇給区分A(6号昇給)または昇給区分B(5号昇給)により昇給した職員数(b)	比率(b/a)
2年4月1日	1,570人	489人	31.1%

※前年度の勤務成績に応じて昇給区分を決定しています。昇給区分AおよびBの職員は、昇給区分C(4号昇給)と比べてAは2号、Bは1号拡大された昇給幅が付与されます。  
※職員数は、2年4月1日現在在籍者のうち、元年度の定期評価を受けた人数です。

#### (8) 特別職の報酬等の状況(2年4月1日現在)

区分	給料月額など	期末手当		
		支給月	元年度支給割合	2年度支給割合
給料	区長 副区長 教育長 815,300円	6月	1.725月分	1.80月分
		12月	1.775月分	1.85月分
		3月	0.25月分	0.25月分
		計	3.75月分	3.90月分
報酬	議長 副議長 議員 611,100円	6月	1.725月分	1.80月分
		12月	1.775月分	1.85月分
		3月	0.45月分	0.45月分
		計	3.95月分	4.10月分

区職員の任用、勤務条件、職員数は  
人事課人事係 ☎3463-1379 ☎5458-4987  
・職員給与は  
人事課給与係 ☎3463-1366 ☎5458-4987

特別区人事委員会の業務状況(職員の競争試験および選考、勤務条件に関する措置の要求、審査請求など)は、『渋谷区人事行政の運営等の状況について』をご覧ください。